

2023年11月

2024年度当初予算
編成に対する申し入れ

兵庫県議会ひょうご県民連合議員団

2023 年 11 月 24 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

兵庫県議会ひょうご県民連合議員団

幹 事 長 上 野 英 一

政務調査会長 迎 山 志 保

2024 年度当初予算編成に対する申し入れについて

新型コロナウイルス感染症による多方面での制約が解除されてから半年以上が経ち、社会は本格的なウィズコロナを迎えました。新型コロナウイルス感染症流行下で落ち込んだ地域経済は持ち直しの動きが見られる一方、円安等による原油・物価高騰が長期化しており、県民の暮らしへの影響が深刻化しています。

また、本県の財政状況は、好調な県税収入にも支えられ黒字幅を拡大したものの、今後も社会保障関係費の増加や震災関連県債などの償還に加え、見通しの立たない不安定な国際情勢などの影響による物価高等、引き続き厳しい状況が見込まれています。そのため、限られた財源の中、より徹底した「選択と集中」を図っていくことが必要です。

本県は、依然として東京・大阪圏への転出超過傾向が続いているが、コロナ禍の影響で高まつた地方回帰の機運を逃すことなく、人口の自然増・社会増を目指して少子化対策の充実や地域の魅力アップへのさらなる取組を行っていかなくてはなりません。また、急速な高齢化、多発・激甚化する災害、地球温暖化、経済構造の変容など、直面する多くの困難な課題を解決していく必要があります。

さらに、令和 4 年 3 月に策定した「県政改革方針」に基づいて、持続可能な行財政基盤を確立し、挑戦すべき課題に立ち向かい、時代を切り拓く「躍動する兵庫」の実現に向け、「持続可能で、無駄のない筋肉質な行財政体質へと転換し、定着させること」、また、それと同時に「多様化する県民のニーズ」にも的確に応え、「豊かさを実感できる新時代の兵庫づくり」を達成できるよう、「スリムで機動力のある行財政体質の構築」「誰ひとり取り残さない県政」を進めていかなければなりません。

これらの認識のもと、我が会派では、全ての県民に居場所と出番があり、将来にわたって希望を持つことができる社会の実現に向けた予算が編成されるよう、優先的に取り組まれるべき 10 のテーマ、計 248 項目からなる申し入れ項目をとりまとめました。

齋藤知事におかれましては、2024 年度当初予算編成にこれらの項目を適切に反映くださるよう、ここに申し入れを行います。

兵庫県議会ひょうご県民連合議員団

上野 英一 (神崎郡選出)	幹事長 産業労働常任委員会委員
迎山志保 (加古川市選出)	政務調査会長 健康福祉常任委員会委員長
中田英一 (三田市選出)	副幹事長 健康福祉常任委員会委員
橋本成年 (宝塚市選出)	政務調査副会長 総務常任委員会委員
黒田一美 (神戸市垂水区選出)	農政環境常任委員会委員
竹内英明 (姫路市選出)	建設常任委員会委員
前田ともき (神戸市東灘区選出)	警察常任委員会委員
北上あきひと (川西市及び川辺郡選出)	農政環境常任委員会副委員長
小西ひろのり (西宮市選出)	文教常任委員会委員

《 目 次 》

I	県民の「命と暮らし」を守るために	6
II	「地域主権社会」の確立に向けて	7
III	「持続可能な行財政基盤」の確立に向けて	8
IV	「健康福祉社会」の実現に向けて	11
V	「子どもが輝く社会」の実現に向けて	17
VI	「危機管理型社会」の実現に向けて	20
VII	「産業活力社会」の実現に向けて	23
VIII	「環境循環型社会」の実現に向けて	26
IX	「快適で潤いのある社会」の実現に向けて	29
X	「こころ豊かな共生社会」の実現に向けて	31

2024年度当初予算編成に対する申し入れ事項

I 県民の「命と暮らし」を守るために（8項目）

- ① 新型コロナウイルス感染症について、重症者・中等症患者の増加に備えた入院体制の確保はもとより、軽症者等に対し、医療提供体制を確保・充実させること。
- ② 新型コロナウイルス感染症について、自宅療養者への適切な医療提供や生活支援を行うとともに、感染後の後遺症に悩む人たちへの相談窓口を拡充すること。そのために、市町、医師会等との情報共有や連携が一層円滑に図れるようシステムの構築・改善をすること。
- ③ 感染の再拡大も想定される中、今後も継続したワクチン接種が必要になると考えられることから、ワクチンと接種会場の継続的な確保に努めること。
- ④ コロナワクチン接種後の副反応や後遺症についての情報提供を行うとともに、相談窓口での適切な対応に努めること。
- ⑤ 引き続き円安や物価高騰などの深刻な影響を受けている事業者に対し、県独自の支援策を充実させること。
- ⑥ 若者・女性・高齢者・障がい者・性的マイノリティとされる人など働く意欲のある多くの人の雇用が逼迫する中、労働者の権利が脅かされるこのないよう雇用の安定を図るための施策を充実させること。また、キャリアアップの機会提供に努めること。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症対応の検証を含め、新たな感染症の発生や感染拡大に対応するため、有事における保健所等の危機管理体制について、中長期的な視点から検討すること。また、保健師の増員を含めた適切な職員配置や人材育成に注力するとともに、職員が安全・円滑に職務を遂行できるよう労働環境を整えること。
- ⑧ 原油価格や物価の高騰は、コロナ禍で既に厳しい環境にある家計や経済活動に大きな影響を与えていることから、県民生活の安定化に向け、物価高騰に直面している生活困窮者や子育て世帯等への支援を強化すること。

II 「地域主権社会」の確立に向けて（8項目）

- ① 地方分散型社会の実現に向け、兵庫五国の特性を活かした地域創生の推進を図ること。施策展開にあたっては、自然増対策、社会増対策の効果が十分に出るよう、実施する施策についてよく検討すること。また、必要な特区や規制緩和の実現を含め、地方の声が国の施策に反映されるよう国に強く求めること。
- ② コロナ禍でのライフスタイルや働き方の変化に対応した効果的な訴求で移住・移転促進を図ること。
- ③ 県独自の県内分権を進めるため、「県から市町への権限移譲検討会議」での検討等を通じて、移譲事務交付金の増額など財源も含めた移譲を進めること。
- ④ 関西広域連合として国の出先機関の移管や更なる国の事務移譲など、今後の地方分権型社会のあり方を検討すること。
- ⑤ 県規制改革推進会議の関西広域連合への移管を含め、規制改革のワンストップ化・会議体コストの削減・自治体間の課題共有を図ること。
- ⑥ 集落の移転や整理など「コンパクトシティ化」を目指す市町や交通が不便な市町に対して、県として財政的支援ができるよう制度を創設すること。
- ⑦ これまで兵庫県が培ってきた「県民の参画と協働」について、後退させることがないよう、これまでのスタンスを維持するとともに、様々な機会を設けて充実を図ること。
- ⑧ 幅広い主体の県政参画を促すため、審議会等において、公募による女性や若者の委員の割合を引き上げたり、適宜委員の見直しを行ったりするなど、多様な意見を反映させること。

III 「持続可能な行財政基盤」の確立に向けて（26項目）

- ① 持続可能な行財政基盤を確立するため、令和4年3月に策定した「県政改革の推進に関する条例」及び「県政改革方針」に基づき不断の改革に取り組むとともに、「選択」と「集中」の徹底により、不要不急または費用対効果の低い事業は中止し、引き続きの感染症対策に加え、物価高騰などによる家計や企業経営等を支える取組にリソースを集中させること。ただし、県民生活に直結する医療・福祉・教育などに関しては慎重に対応すること。
- ② 自立した行財政運営を目指し、スクラップ・アンド・ビルドの徹底により、財政基金を増額させ、自主財源の充実を図ること。
- ③ 県庁の業務効率の改善と働き方改革を加速させるため、業務の削減、簡素化、効率化と業務量に応じた人員の採用を一層推進すること。
- ④ 市町とも連携し、許認可や入札、各種の行政手続き等の簡素化、コスト削減に取り組むこと。
- ⑤ 部局間の連携の促進、県と市町との役割分担の明確化、適切な人員配置等により、効率的な行政サービスを提供すること。
- ⑥ 職員のワーク・ライフ・バランスに配慮し、生活スタイルや生活環境に応じた多様な働き方の推進を図ること。また、有給休暇取得率をはじめ、男性職員の育児休暇や、育児・介護に関わる休暇等の取得率向上のため県庁の職場環境の整備を図ること。
- ⑦ 会計年度任用職員制度の運用にあたっては、勤勉手当の支給など賃金・労働条件の更なる改善に努めること。
- ⑧ 所属長の任期は、原則最低2年とし、目標と成果に責任を持たせるよう人事配置すること。
- ⑨ 投資事業を行うにあたっては、人口減少を前提に、過度な投資は慎むこと。また、「つくる」「つかう」「こわす」といった、施設のライフサイクルコストに加え、施設建設等で発生した県債の利子など将来世代に渡って発生する負担額の総額を明らかにすること。
- ⑩ 携帯電話基地局を庁舎・学校・県営住宅・警察署等の公共施設に設置することで賃貸収入の確保を図ること。
- ⑪ 遺贈寄付や寄付型私募債による収入確保のため、金融機関と積極的な連携を図ること。
- ⑫ 県税の超過課税については、コロナ禍に対する県民所得の減少に鑑み、事業の効率化・不急な事業の先送り等を行い、税負担軽減に努めること。

- ⑬ 県でさらに、課税自主権の検討を行うこと。
- ⑭ 多様な助成に所得制限の条件が設定されているが、助成を受けることで年収の逆転現象を招くなど、所得の不公平が生じないよう、適切な所得制限の設定を行うこと。
- ⑮ 各種手続きにおける捺印撤廃やデジタル申請など、県行政のデジタル化を一層推進するとともに、チャット GPT をはじめとする AI(人工知能)や RPA、ビッグデータ等を活用した業務の効率化と行政サービスの向上を図ること。さらに、ICT を活用し、農業・教育・警察など様々な行政分野の最適化と、オープンデータ化による新しい行政サービスの創出に努めること。
- ⑯ 施策を展開するにあたり、幅広い県職員からの意見やアイデアを尊重し、議論を重ねて決定することを通じて、議論重視のボトムアップ県政を推進すること。
- ⑰ 全ての公社等外郭団体について、その存在意義や事業の必要性を絶えず検証するとともに、派遣する県職員の退職者に関しては、その必要性について慎重に判断すること。
- ⑱ 公社等外郭団体については、県の監査対象とならない団体であったとしても、出資者として監査体制の強化や、十分な情報の開示、透明性の確保と効率的な運営を求めていくこと。
- ⑲ 元町周辺の再整備にあたっては、新たに民間投資を呼び込むような将来のグランドデザインを、神戸市が行う三宮の再整備とも連携を図りながらできるだけ早期に描き、街の一体的な魅力を向上させること。
- ⑳ 県庁舎等の再整備については、新しい働き方モデルオフィスの実施結果を踏まえ、4割出勤の目標には十分な柔軟性を持たせて、既存施設の活用方針、県民サービスの低下や業務効率化、県職員のモチベーションを阻害しない職員の配置計画等の検討を進め、ゆとりのあるスペースを確保すること。また、整備計画を決定するまでの間においても、災害発生時の拠点としての機能が求められるほか、現庁舎で働く職員の安全を確保する必要があることから、現庁舎で働く職員の耐震不足への不安、インフラ設備の老朽化による職場環境の悪化、ストレスの改善などに対する対策を講ずるよう努めること。
- ㉑ 議会を含む県庁内のインターネット回線の通信データ容量を拡大すること。
- ㉒ 公的施設、県有施設については、長寿命化や計画的な補修を図るとともに、人口減少を前提とした中長期的な観点から、総量の適正化を図っていく方向で見直しを進めること。また市町への移譲や国などの施設との

集約にも取り組むこと。

- ㉓ 公的施設の管理運営については、原則として公募により指定管理者を選定するとともに、指定管理期間の長期化を検討するなど、経営の安定性にも配慮した制度運用に努めること。
- ㉔ 県営住宅において、一部実施したエレベーター保守の競争入札 836 台は 54% の費用減、年間 2.9 億円の削減となった。庁舎・県営住宅・県立病院・図書館・大学など兵庫県が管理・運営するエレベーター保守契約は、競争入札を進め、引き続き維持コストの削減に努めること。
- ㉕ 金利変動状況を見極め、保有資産の売却も含め、有効活用を図ること。
- ㉖ 各種選挙における公費負担のあるポスター作成費の上限については、実勢価格を注視し、単価の引き下げなど公費負担のあり方を検討すること。また、不正が発生しないよう対策をとること。加えて、ガソリン代については、契約書を不要にし、領収書払いへ転換するなど、業務の効率化を進めること。

IV 「健康福祉社会」の実現に向けて（63項目）

- ① 特定健康診査等実施計画の全国目標である特定健康診査実施率70%、特定保健指導実施率45%を実現するために、国民健康保険の加入者（とりわけ40、50歳代）に対して、健診の必要性を啓発するとともに、受診しやすい環境整備に取り組むこと。
- ② アルコール依存症対策を推進するため、ひょうご・こうべ依存症対策センターの効果的な運営を図り、健康被害の啓発を行うとともに、1次医療機関とも連携を図ること。
- ③ 兵庫県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、家族会や支援事業団体等の関係団体との連携を図り、効果的な予防・支援策を推進すること。
- ④ 難病対策については、国の対象疾患の拡大状況を確認しながら、対策の更なる充実強化を国に働きかけるとともに、県としての施策も検討すること。
- ⑤ がん患者相談支援センターの更なる充実強化と公設民営型の新たながん患者相談支援センターを設置すること。
- ⑥ AYA世代のがん対策については、妊娠性の温存やアピアランスケア、就学・就労支援など、生活の質にも注目した対策を行うこと。
- ⑦ 人生や生活の質を指すQOL（クオリティ・オブ・ライフ）の向上や社会保障費の抑制をめざし、認知症・メタボリックシンドローム・ロコモティブシンドローム対策を強力に推進し、健康寿命全国1位を目指すこと。
- ⑧ 地域の医療連携を推進するため、2次保健医療圏域を単位とした医療機関の適切な役割分担、相互連携を進め、新設や再編統合を検討する県内医療機関に県立病院をはじめとする先進病院の知見を生かした技術的・財政的なサポートを行うこと。とりわけ、県内における救急体制の格差解消、かかりつけ医の普及・定着等の在宅医療の推進に向けて取り組むこと。
- ⑨ 小児科、産科、麻酔科などの診療科偏在及び地域偏在の解消を図るため、就労環境の整備やインセンティブ付与により、へき地での勤務を可能とする医師の養成に積極的に取り組むこと。
- ⑩ 腎疾患対策として、腎移植施設の確保・充実に努めるなど、地域バランスを踏まえた医療体制の充実を図るとともに、災害時の水と電源の確保など対応を万全にすること。
- ⑪ かかりつけ医の普及・定着を基本に、医療機関が効率的に機能するシステムの構築に取り組むとともに、開業医不在地域に対する支援を行うこと。

と。

- ⑫ 患者の健康を維持し、残薬の発生を防止するため、かかりつけ薬剤師・薬局の利活用を推進すること。
- ⑬ 潜在看護師の活用や、認定・専門看護師の育成、訪問看護の起業支援など看護師の確保対策を図ること。
- ⑭ 県立病院の運営にあたっては、適切な公的負担の下で、自立した経営が確保できるよう、医療資源の有効活用や、職員の経営意識の向上及び計画的な経営改善に取り組むこと。また、医師・看護師の確保に努め、地域の課題に対応した取組を進めるとともに、特に女性医師の再就職にも配慮すること。さらに、診療単価の向上には十分留意し、患者の経済的負担に配慮すること。
- ⑮ 県立病院において、インシデントや医療ミス、医療事故の発生予防に向けた、医療安全対策に取り組むこと。
- ⑯ 薬物依存症を治療の必要な疾患と認識し、ひょうごこころの医療センターでの対応力向上を含めた対策に取り組むこと。
- ⑰ 市町介護保険事業計画に 24 時間の訪問介護が実施されるよう働きかけるとともに、ケアプラン作成時における医療職、ケアマネージャーとの連携を促進させ、地域医療と介護事業の連携を強化すること。また、介護保険の運用上の解釈等多様な課題を抱える市町並びに事業者への支援、相談体制を充実させること。
- ⑱ 地域包括ケアシステムの更なる取組や、制度上の課題を明らかにするための調査を実施し、積極的に市町に情報提供すること。
- ⑲ 介護人材を確保するため、介護福祉士・ケアマネージャーを含む介護職員の更なる処遇改善やキャリアアップへの支援策を講じること。
- ⑳ 認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症疾患医療センターの拡充と、認知症サポート医の養成、かかりつけ医の対応能力向上など、地域医療体制を早急に構築すること。
- ㉑ 若年性認知症について、認知症カフェなど当事者や家族の交流の場を支援するとともに、職場や地域社会における理解の促進を図ること。
- ㉒ 家族の介護やケアを行うヤングケアラー・若者ケアラー等が必要な支援を受けられるよう、学校や医療機関、福祉機関、地域でのヤングケアラーの早期発見、相談支援や福祉サービスへの円滑なつなぎ等、市町や関係機関との連携、経済面や精神面を含めた支援体制の強化に取り組むこと。

- ㉓ 精神障がい者が社会的入院から退院し、地域での生活をスタートするための訪問看護の充実とともに、ピアソポーターの活用を図ること。また、関係団体の支援も得た上で、地域ごとにピアソポーターの育成を図ること。
- ㉔ 障がい者・難病患者の就労については、福祉的就労から一般就労への移行に対応するため、教育機関・福祉関係機関やハローワーク、企業との連携を図ること。また、就労移行支援施設の事業継続に向けた支援を行うこと。
- ㉕ コロナ禍による販売機会の減少のみならず原材料価格の高騰による収入減等により苦境にたたされている作業所に対し、販路拡大等必要な支援を行うとともに、引き続き授産商品の高付加価値化等により、障がい者就労施設の工賃の向上を図ること。
- ㉖ 県の物品調達等においては、障がい者就労事業所への発注や、同事業所へ仕事を発注している企業等への優先的な配慮を行うこと。
- ㉗ 成年後見制度を利用する知的障がい者について、判断面における支援の充実を図ること。
- ㉘ 重度障害者医療費助成事業を引き続き実施するとともに、現在助成の対象となっていない身体障害3級の腎疾患患者へも拡大すること。
- ㉙ 障害者差別解消法について、県民への周知に引き続き取り組むとともに、ヘルプマーク及び譲りあい感謝マークの普及を図ること。また、合理的配慮の提供が義務化される事業者への支援を行うこと。
- ㉚ 障がいのある子どもを持つ親が子育てと仕事を両立できるよう、長時間受入れ可能な施設や放課後デイサービスを整備するなど、支援を拡充すること。
- ㉛ 知的障がい者の高齢化・重度化に対応できるよう、居室や風呂場・便所などの改修に対して補助を行うこと。
- ㉜ 子育て世代の経済的負担軽減と、市町が実施する子育て支援策に対する支援を拡充すること。特に県が独自に実施する「ひょうご保育料軽減事業」などは所得制限を撤廃すること。
- ㉝ 産後うつや児童虐待の防止につながる「新生児訪問指導」「乳児家庭全戸訪問事業」について、市町と連携して質の向上を図ること。
- ㉞ 妊娠期から子育て期まで、切れ目なく支援する「子育て世代包括支援センター（ネウボラ）」の整備に加え、マイ助産師制度のモデル実施に向けた支援やベビーシッター利用支援に取り組むこと。

- ③⁵ 病院・診療所に勤務する助産師が自律した助産師として継続ケアを実践し、うる能力を向上させるために、助産所に出向して研修を受けられるように支援すること。その後、助産師が病院・診療所に戻って継続ケアを実践し、うるよう支援すること。
- ③⁶ マタニティハラスメントの実態を把握し、安心して妊娠・出産・子育てできる体制を兵庫労働局等とも連携しながら構築すること。また、児童虐待との関連性が指摘されている未受診出産の増加を食い止めるため、市町、保健所等との連携を図ること。
- ③⁷ 若年者に対し「ワーク・ライフ・バランスの取組」や「妊娠・出産の知識・リスク」についての啓発を学校教育等で行い、十分に情報を届けること。
- ③⁸ 少子化対策としての晩婚化・晩産化対策に積極的に取り組むこと。
- ③⁹ 県単独助成金支給の所得要件の緩和や不妊治療休暇の導入など、企業の理解を進め不妊症・不育症に対する支援をさらに拡充すること。
- ④⁰ 保育所の待機児童解消や、休日保育の充実、病児・病後児保育、24時間保育など、多様な保護者ニーズに応じた保育サービスを拡充、支援すること。併せて、就学前教育に関わる教職員の待遇改善・研修機会の確保を行うこと。
- ④¹ 学童保育の待機解消に努めること。また、放課後児童支援員の待遇改善、第三者評価の推進など放課後児童クラブへの支援を質・量ともに拡充させること。
- ④² シングルマザー、シングルファーザー、多胎家庭への支援など、多様な家族形態に配慮した子育て支援を積極的に拡充すること。
- ④³ 男性の家事、育児シェアを推進し、更なる育休や育児に関わる休暇の取得を促すなど、子どもを産み育てやすい環境づくりを行うこと。
- ④⁴ 認可外保育施設の質と安全を確保できるよう、適切な指導監督を行うとともに、コロナ禍の状況を踏まえ、必要な財政支援を図ること。
- ④⁵ 子どもの権利条約4原則を踏まえた「こども基本法」の趣旨を適切に県行政へ反映すべく、子どもの主体的な意見表明を支援すること。
- ④⁶ 子どもの権利条約の理念の実現に向け、「子どもの権利条例」の制定について検討すること。
- ④⁷ いわゆる「小1の壁」（小学校低学年児童を含む）といわれる課題について、働く保護者の労働環境に支障が生じないよう、課題解消に向けた

取組を推進すること。特に、登校時間前の早朝預かりや、警報発令時の預かりの体制について、早急に検討すること。

- ④⑧ 「自殺者ゼロ」に近づけるため、いのちと心のサポートダイヤルの周知、ひきこもり相談支援センター等での相談体制の充実、精神科医療の適切な受診環境の整備など、実効ある対策を推進すること。
- ④⑨ 児童虐待通報件数が増加する一方で、児童虐待の恐れのある児童の一時保護先の確保が困難になってきていることに鑑み、一時保護施設の質の確保を含めた拡充やこども家庭センターの更なる機能強化を実施するとともに、児童福祉司の確保・育成にも積極的に取り組むこと。また、虐待した親への支援及びアフターフォローを行うこと。
- ④⑩ 児童虐待の早期発見やその後の適切な対応のため、各学校における担任や養護教員をはじめとする全ての教職員による体制整備を行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充や、関係機関との相談体制の充実を図ること。
- ④⑪ 市町における配偶者暴力相談支援センター設置などへの支援を十分に行うこと。また、市町、警察、NPO 等の民間団体などとの連携のもと、相談体制及び被害者へのサポート体制の強化と、加害者への教育の充実を図ること。
- ④⑫ 乳児院・児童養護施設の職員が長く務められるような環境整備や研修の充実等、質のばらつきを是正し、よりきめ細かな支援を実現すること。
- ④⑬ 里親となる家庭と子どもとのマッチングがスムーズに図られるよう、家庭養護促進協会と緊密に連携し、きめ細かなサポートを行うこと。また、里親との適切なマッチングを進めるため、幅広く里親を募るとともに、推進員のコーディネート力を強化すること。
- ④⑭ 特別養子縁組を普及促進するため、経費面での負担を軽減する「養親希望者手数料負担軽減事業」を早期に実施すること。併せて、監護期間に入るまでの実習期間等まで育児休業を拡充するよう、「職員の子育て支援に関する条例」等の見直しを検討すること。
- ④⑮ 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者等への支援体制を強化するため、中間的就労などの支援策を展開すること。また、改正法により努力義務化された就労準備支援事業、家計改善支援事業について、県内市町での完全実施を目指して取り組むなど、県内市町間における格差を是正し、全体的な底上げを図ることで、生活困窮者の自立支援の強化を図ること。
- ④⑯ 「貧困の連鎖」を断ち切るため、地域における居場所づくりや全ての子どもへの学習機会の提供などの対策を講じること。また、「子ども食堂」

については、民間の取組を経費面も含めてさらに支援するなど、県としての支援策を継続・拡充すること。

- ⑤⁷ 高齢化する被爆者の医療・介護などの相談支援を充実させること。
- ⑤⁸ 被爆二世健康診断事業の周知をより丁寧に実施すること。
- ⑤⁹ 障がい者やその家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した際の受け入れ施設、体制の整備・強化を行うこと。
- ⑥⁰ 障がい者の、いわゆる「親亡き後」の課題を研究し、生涯にわたり地域で安心して生活できる施策の整備・拡充に努めること。
- ⑥¹ 社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)の活動強化に向けて、県として活動助成制度を創設する等の支援策を講じること。
- ⑥² 盲ろう者支援について、通訳・介助員の養成や生活訓練・相談事業も含め、必要な予算の増額を検討すること。
- ⑥³ 県立病院において、ホスピスへの参入を検討すること。

V 「子どもが輝く社会」の実現に向けて（34項目）

- ① 少人数学級の着実な推進などにより、読み・書き・計算をはじめとする基礎・基本の学力の確実な定着や、一人ひとりの個性・能力を伸ばすことなど、子どもの成長段階に応じた教育環境づくりを推進すること。
- ② 学校における読書教育をさらに推進すること。また、学校図書館司書の配置の推進にも努めること。
- ③ 地域学校協働活動推進員や民間企業の知見を活用した出前授業をさらに推進すること。
- ④ シチズンシップ教育の実施については、参加型民主主義を理解、実践するためには必要な価値観やスキルが身につくよう努めること。
- ⑤ あらゆる人の教育を受ける機会を保障し、返済する必要のない給付型奨学金制度の充実を図ること。また、貸与型奨学金の利用に関しては、生徒や保護者に対し、返済にかかるリスク等について十分説明を行うこと。
- ⑥ いじめの未然防止、早期発見、早期対応に資するPTCA教育支援の実効的な活動方法を検討すること。
- ⑦ 不登校の子どもについては、相談・指導体制を充実し、子ども・保護者に寄り添った対応を行うこと。フリースクールについてはガイドラインを周知・活用するとともに、経済的支援や養護教諭・不登校担当教員等の増員についても検討すること。また、スクールカウンセラーの派遣回数・時間を拡充すること。
- ⑧ 学校管理職特別研修や教職員研修等を通じて、心のケアをはじめとする子どもに寄り添った対応・指導の充実を図ること。
- ⑨ 全中学校区に配置済みのスクールソーシャルワーカーについて、更なる充実を図り、子どもが抱える課題の社会的側面からの解決を進めること。
- ⑩ 将来にわたって充実した職業生活を実現するため、最低限のワークルールや社会保障制度の仕組み等を学んでから社会に出られるよう取組を進めること。
- ⑪ GIGAスクール構想に加えてコロナ禍で加速した教育におけるICT機器の活用について、全ての子どもが活用できるようなハード整備、デジタルを活かした授業研究などのソフト整備、さらに遠隔地同士のオンライン授業の活用やデジタルシチズンシップ教育の推進に努めること。また、1人1台端末の着実な更新に向けての準備を進めること。
- ⑫ 戦後78年を経過し、戦争体験者が少なくなるなか、戦争体験の継承と平

和の大切さの教育を充実させること。

- ⑬ 学校のガバナンスの必要性と生徒の主体性を尊重した校則のあり方を検討し、学校 HP への掲載を実施すること。
- ⑭ 全ての子どもたちが自己実現を図ることができ、学び合えるインクルーシブな学校・教室づくりを推進すること。
- ⑮ LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障がいに対する県民の理解を深めるため、学校行事の地域への開放や、地域行事への子どもの参加を促進させること。
- ⑯ LD、ADHD 等の子どもを支援する学校生活支援教員について、配置の拡充に取り組むこと。
- ⑰ 特別支援学校の過密解消を図るとともに、医療的ケア児のスクールバス利用や個別事情に配慮した流動食を含む適切な給食提供、必要な介助員等の人員配置など、教育環境の整備を進めること。
- ⑱ 子どもへの教職員による体罰等の撲滅、再発防止を徹底すること。
- ⑲ 増加する医療的ケア児を学校や社会でサポートできる人材を医療機関とも連携しながら育成するとともに、支援体制を充実させること。
- ⑳ 高等学校において、地域ボランティアとの創意工夫を凝らした取組や、その他多彩な活動を推進していくため、学校運営費の維持・増額を図ること。
- ㉑ SSH（スーパーサイエンスハイスクール）指定校は、地域の教育力向上のための協働事業を積極的に行うこと。
- ㉒ ギフテッドの特性の理解に努め、適切な教育環境を整えること。
- ㉓ 部活動の一部民間委託やスクール・サポート・スタッフの持続的な配置に向けた支援（補助率の見直しを含めた対策）、管理職の意識改革の実施など、教職員の勤務時間適正化に向けて着実な取組を行うこと。
- ㉔ 部活動の地域移行に関して、県教育委員会のリーダーシップの下、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」や大会運営の取り扱い、保護者の経済的負担軽減等、現場に混乱が生じないよう最大限の配慮を行い情報提供に努めること。
- ㉕ 給食費等の会計事務や大規模清掃作業など、本来教職員の職務でない事柄や、教職員へのアンケートなどが現場への負担となっていることから、中教審の提言も踏まえ、学校内の業務削減の取組を推進すること。

- ㉖ 教職員の研修や実践交流会、打ち合わせなどについて積極的に Web 技術の活用を推進すること。また、長期休業期間中の在宅勤務を促進すること。
- ㉗ 児童養護施設へ入所している子どもの進路について、自立するために必要な支援を充実させること。
- ㉘ 日本語指導が必要な子どもに対する日本語習得の機会の拡充・充実及び子ども多文化共生サポーターの増員、高校進学率の改善に取り組むこと。
- ㉙ 公教育の一翼を担う私立学校については、経営の安定に資する経常的経費の支援に加えて、入学金や授業料の軽減措置の拡大を図ること。また、部活動の全国大会出場など特別な活動にかかる臨時的な経費についても配慮すること。
- ㉚ 大阪の無償化制度により私立学校の経営に影響を及ぼすことのないよう、大阪府及び私立学校との連携を図ること。
- ㉛ 私立高校の授業料軽減について、年収 590 万円以上世帯への補助を充実させるとともに、私立小中学校への助成、県外私立高校通学者への補助についても充実させること。
- ㉜ 兵庫の知の拠点としての県立大学については、多様化する社会ニーズに対応できるよう不断の大学改革を行うこと。また、学生の県内就職を後押しする取組を行うこと。
- ㉝ 高等教育無償化に向けて、県立大学のみならず他大学進学者もバランス良く支援が受けられるよう、給付型奨学金制度の拡充も含めた取組を推進すること。
- ㉞ 教職員未配置の解消と、質の高い教職員を充分に確保するため、労働環境改善に一層配意するとともに、臨時講師等をしながら受験する人の教職経験を適切に評価する特別選考を導入するなど、教員採用試験のあり方を見直すこと。

VI 「危機管理型社会」の実現に向けて（29項目）

- ① 南海トラフ巨大地震や山崎断層帯地震、台風などによる津波、高潮、洪水、土砂崩れ、集中豪雨等の自然災害に備えて、基盤整備とそれに係るシステムの構築を進めること。ただし、原油価格や物価高騰等、内外の不透明な経済状況に鑑み、緊急度の高い防災対策を優先するなど、全体的なバランスを考慮すること。
- ② 集中豪雨が頻発していることから、河川においては総合治水条例に基づく計画的な掘削作業や貯留施設・水位計の設置などの対策に早急に取り組むこと。また、土砂災害対策として、住民への危険情報の周知徹底を図ること。
- ③ 「減災」の観点からのソフト対策として、適切な間隔で避難訓練等が実施されるよう市町と連携すること。また、コロナ禍における実効的な避難所管理、運営、利用のあり方を多くの県民が共有できるようにすること。
- ④ 災害に備えた業務継続計画について、市町や企業等への充実強化に向けた指導や策定推進への支援を通じて、災害対応力の底上げを図ること。
- ⑤ 障がい者や高齢者、乳幼児などの災害時要配慮者及び避難行動要支援者に対する支援体制を構築すること。また、外国人にルーツを持つ人や増加する外国人観光客のために、やさしい日本語や英語、中国語、韓国語など多言語でのアナウンス体制の構築を図ること。
- ⑥ 広域防災拠点等における備蓄倉庫の被災者用物資については、防災会議等の意見を踏まえ、内容を臨機応変に変更し、十分な量を確保すること。
- ⑦ 県有施設の耐震化工事にあたっては、県民の安全・安心という観点から、特に災害時の活動拠点や避難等の拠点となる施設について、優先順位を明確にして早急に取り組むこと。
- ⑧ ホテル・旅館等多くの人が利用する民間集客施設については、耐震診断や工事等に助成制度がある大規模施設だけでなく、資金面に余力のない中規模の施設についても支援を充実させること。
- ⑨ 計画停電時や大規模停電の際の交通インフラの機能停止・ライフラインの途絶等による混乱を回避するため、セーフティネットの構築を図ること。
- ⑩ 大規模災害時には医療現場で大きな混乱が予想されることから、医療機関のみならず警察、消防などと機動的な連携が図れるよう、訓練等を通じ、平素から役割分担の確認等を行うこと。
- ⑪ 大規模災害に対応できる福祉支援体制を一層強化するとともに、県が実

施する「大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト」の寄付を広く求め、災害ボランティア活動を支える仕組みづくりを全国に発信すること。

- ⑫ 持続可能な救急搬送体制を維持するため、#7119 の全県化を検討すること。
- ⑬ 関西広域連合の防災対応能力の充実等をもとに、関西が首都機能を代替する最適な都市圏であることを、国に対して具体的に提案していくこと。
- ⑭ リスク分散の観点から、企業の本社機能の関西誘致について積極的に進めること。
- ⑮ 警察は、犯罪のハイテク化や国際化、また巧妙化・複雑化するサイバー犯罪など、社会の変化や犯罪の性質の変化に柔軟に対応するため、専門的知識・技能、語学力を有する者など専門性の高い人材を確保、養成すること。
- ⑯ オンライン警告は援助交際以外にも誹謗中傷や闇バイトなど対象範囲を拡大させること。
- ⑰ 交番・駐在所等の再編については、地元住民の意見と理解を十分得ながら、丁寧に進めること。また、引き続き繁閑差の解消を図るための定員の見直しについて検討すること。
- ⑱ 交通事故防止等のため、横断歩道・停止線の摩耗や道路標識・道路標示の老朽化に対して、修繕・更新に必要な予算を確保すること。
- ⑲ 「暴力団対策法」や「暴力団排除条例」の適切な運用を通じ、暴力団による組織犯罪への対策や、薬物・銃器の密輸・密売事犯の徹底検挙を推進すること。
- ⑳ 特殊詐欺については、取締りを強化するとともに、実際の手口を実践的に紹介する啓発を絶えず行い、被害の未然防止・拡大防止対策に取り組むこと。
- ㉑ 再犯防止に向け、出所後の社会復帰を踏まえた取組を行うこと。また「エモーショナルリテラシー」（感情を正しく理解・認識し表現できる力）についての調査研究を進め、施策展開にその理念を活用すること。
- ㉒ 令和元年施行の改正刑事訴訟法を踏まえ、録音・録画などの客観的記録を保管し、取り調べの適正化に取り組むこと。
- ㉓ 誰もが働きやすい警察署や交番の環境を整備すること。
- ㉔ 犯罪被害者等の精神的負担並びに経済的負担を軽減するためのピアサ

ポーターの育成や医療費助成など諸施策を推進すること。

- ㉕ 性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組を強化すること。
- ㉖ 自転車保険への加入と、ヘルメットの着用の促進を図るとともに、自転車利用に係る交通安全教育、自転車走行レーン等の通行環境の整備も並行して進めること。
- ㉗ 県内道路の速度規制について、交通実態等に応じた随時の見直しを図るとともに、道路事情の変化や更新基準に合わせた信号機や歩道橋の廃止も含めた最適化を図ること。
- ㉘ 駅のホームドア設置については、国、市町、鉄道事業者との協議を進め、着実に取り組んでいくこと。
- ㉙ 「万引き」についての取締りを強化するとともに、防止に向けた啓発に取り組むこと。

VII 「産業活力社会」の実現に向けて（25項目）

- ① 経済・雇用対策を着実に進めるとともに、中小企業の振興に関する条例に基づき、雇用環境の整備や事業承継の推進、新たな事業展開の促進等に対し、具体的な支援策を講じること。また、パートナーシップ構築宣言の登録を推進すること。
- ② コロナ禍において、甚大な打撃を受けた飲食業界、観光業に引き続き支援を行うこと。県民への利用を促すキャンペーン等は時期と感染状況を慎重に見極めた上で実施すること。
- ③ コロナ禍で廃業・倒産件数や失業者数が増加していることを踏まえ、対策を早急かつ強力に進めること。
- ④ 中小企業に対する多様で円滑な資金供給のため、融資条件緩和や新しい金融サービスの創出に努めること。
- ⑤ 起業創出を促進させるため、裾野の広いコミュニティビジネスの創業・育成支援を行うこと。また、ビジネスコンペの開催などにより、業として成り立つコミュニティビジネスの誕生を促すこと。
- ⑥ 中小企業の人手不足の解消、及び若者の県内定着を図るため、中小企業奨学金返済制度の支援期間の延長と、支援額の拡充について検討とともに、公立高校の職業学科の定員について、一定の維持を実現すること。
- ⑦ 効果のあるUターン就職を推進するため、県内学生の高校卒業時及び大学卒業時の進学先、就職先を調査して状況を把握すること。また、Jターン、Iターンについては、兵庫県の魅力を高めて就職、県内定着に結び付けていくこと。
- ⑧ 建設業を支える担い手の確保・育成にあたり、熟練の建設技能者を維持するため、認定訓練校への支援や周知に取り組むとともに、熟練した高度な技能振興のための施策を検討すること。また、技能と経験に応じた適正な評価や待遇を受けられる環境を整備するため、建設キャリアアップシステムの活用や普及について支援すること。
- ⑨ 企業等に対して改正産業立地条例の活用を促しつつ、国内外の優れた企業、研究所の戦略的な誘致に取り組むこと。また、海外事務所がハブとなり、県内企業の海外進出など県内雇用・投資を生み出す機能を担うほか、他府県との連携によって、海外事業展開時のネットワークの拡大を図ること。
- ⑩ 離職に伴い、住む場所を失った人たちの住宅確保や生活資金・能力開発資金の貸付け等、離職者支援制度の拡充に取り組むこと。

- ⑪ 就職氷河期世代や若年層等の雇用の安定につなげるため、雇用・福祉・教育分野における連携体制を構築し、就労につなげるきめ細やかな支援に取り組むこと。
- ⑫ 「県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱」で定める労働者保護について、下請負者に雇用される労働者及び派遣労働者においても実効あるものとなっているか、県として不断の検証を行うこと。
- ⑬ 中小企業・小規模事業者における長時間労働の是正、生産性向上等、「働き方改革」の実現に向けた取組を支援すること。また、出産・育児・介護休業や休暇制度の実効性について検証するとともに、利用が促進されるよう支援すること。
- ⑭ 関係団体と連携を図りながら、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する兵庫県計画の推進を図ること。
- ⑮ ひょうご仕事と生活センターについては、四者合意を踏まえ、ワンストップサポートの事業体として、企業における多様で柔軟な働き方の取組を引き続き支援すること。
- ⑯ 妊娠・出産・育児・介護等による不利益が生じないよう、企業に対する働きかけを強化するとともに、相談体制を充実させるなど、女性が働き続けられる環境を整備すること。併せて、「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度」等を活用し、県内企業の女性活躍を促進すること。
- ⑰ 障がい者の法定雇用率を達成するよう、企業に対して制度の普及・啓発や先進事例の紹介、採用後のサポートや特例子会社設立への支援に取り組むこと。
- ⑱ 正規雇用と非正規雇用の均等待遇・均衡待遇の実現に向け、賃金のみならず、教育訓練機会の充実についても、公的教育訓練機関と企業内教育訓練との連携により取り組むこと。
- ⑲ 六甲山の賑わい創出により、交流人口の拡大による地域活性化を図るため、神戸市と連携して六甲山の魅力向上に向けた取組を推進すること。
- ⑳ コンテンツツーリズムや温泉地での浴衣体験などの日本文化体験、スポーツツーリズム、アグリツーリズム、特にサイクルツーリズムなどニューツーリズムの振興を通じて、兵庫の新しい観光資源の開発に努めること。
- ㉑ 一般旅券の申請受付・交付について、県民への更なるサービス向上のた

め、旅券事務所が閉庁となった月・火曜日についても開庁できるよう検討すること。

- ㉒ グランドニッコー淡路の県民優待制度をさらに充実させ、県民にも広報すること。
- ㉓ グランドニッコー淡路をはじめとする御食国をアジアの食のメッカとする取組を進めること。
- ㉔ 兵庫デスティネーションキャンペーンの実施成果等を踏まえ、持続的な国内外からの誘客促進、魅力的なツアー造成等による兵庫観光ブランド力の向上を図ること。
- ㉕ 2025年大阪・関西万博の開催に合わせ、県全体をパビリオンと見立てる「ひょうごフィールドパビリオン」の認定が進んでいるが、各地域のコンテンツ磨き上げを進め、具体的に経済効果をもたらすことができるよう、二次交通の充実も含めた実効性のある取組を推進すること。

VIII 「環境循環型社会」の実現に向けて（27項目）

- ① 節電につながる設備・システム等の改修に対する補助制度を導入すること。
- ② エネルギー分散化の観点から、民間の発電設備の導入について、助成や融資の要件緩和など、インセンティブによる積極的な導入を後押しすること。
- ③ 県庁や学校、警察署などの行政施設において、エコガラスなどの高気密・高断熱化を新築時の設計や改修を推進することで、省エネ対策を進めること。
- ④ 2050年カーボンニュートラルに向けて、エネルギー多消費事業者等の温室効果ガス排出抑制の自主的な取組を一層促進するなど、産業部門における企業の排出抑制対策の強化を図り、実効性を高めるとともに、再生可能エネルギーへの転換を促進すること。
- ⑤ 第5次兵庫県環境基本計画に基づき、リサイクル運動を推進し、廃棄物の最終処分量を減少させること。
- ⑥ 環境負荷低減のため、低公害車の普及を図ること。
- ⑦ 力強い農林水産業を確立するとともに、環境創造型農業推進計画に基づき、ひょうご安心ブランド農産物の生産・消費拡大を図ること。また、消費者にとって身近な小売店の協力を得て幅広いPRに努めること。
- ⑧ 県産農畜水産物の中からブランドとしてふさわしい品目の選定や品質の改善、新品種の開発を進め、ブランド商品としての優位性を明らかにして、生産から流通、販売までの一連のブランド戦略を確立すること。また、「ブランド指導相談室」を中心に、専門家を6次産業化プランナーとして派遣し、生産から加工、流通までの一貫した取組に必要な技術支援や人材育成を進めること。
- ⑨ 農薬の適正使用に関しては、更なる安全使用に取り組むとともに、農薬管理指導士の認定についても引き続き推進すること。
- ⑩ 近年、環境への注目が高まっていることから、兵庫県が誇る環境配慮型農業（有機・減農薬）の更なる展開に注力すること。
- ⑪ 生産履歴の記帳やトレーサビリティシステム、農業生産工程管理手法（GAP）の一層の導入促進を図ること。
- ⑫ 生産者・事業者に食の品質管理を徹底させるため、兵庫県版HACCP認定制度の更なる拡充を行うこと。また、消費者から誤解を受けない食品表示のあり方について、事業者と行政、消費者団体等で検証・検討し、食

の安全を確保すること。

- ⑬ 米をはじめ、野菜、大豆などの県産農畜水産物を、学校、老人福祉施設、病院などの給食に導入するため、学校関係者や市町教育委員会、関係団体との協議を続けること。
- ⑭ フードバンク運動やドギーバッグ運動などの取組への支援やソーシャルベンチャーとの連携を通じて、食品廃棄物の発生を抑制するとともに、食品残さの飼料化、たい肥化など、食資源の有効利用を推進すること。
- ⑮ 整備した優良農地を適切に確保するため、土地の利用関係を調整すること。
- ⑯ 農地や農業用水は、農業生産の基盤としてだけでなく、水源涵養等の公益的機能を有しており、これらの機能を維持する観点から、農地、農業用の水路、井堰、ため池等の整備・保全等の取組に対して支援を行うこと。
- ⑰ 耕作放棄地対策として、農地の集約を進めるにあたり、市町の農業委員会や農政担当課、特に地域の実情を把握している JA や民間企業等との新たな連携の中で、必要な支援策を検討すること。
- ⑱ 農業者の高齢化が進んでいることを踏まえ、新規就農者の育成・確保に取り組み、就農前研修や就農給付金の交付など、円滑な就農と早期の経営確立の促進を図ること。併せて、就農支援センター機能の充実・強化によるきめ細やかな支援を図ること。
- ⑲ 企業の農業参入に対する技術支援・指導を積極的に行うこと。
- ⑳ 将来の担い手候補である兼業農家としての参入を支援する施策を検討すること。
- ㉑ 農山漁村で経験を積む外国人研修生の就労状況を調査し、受入れ等への支援を的確に行うこと。
- ㉒ 野生鳥獣による農作物被害は依然として大きく、営農意欲の減退にもつながることから、侵入防止柵の設置や捕獲の強化、ジビエの利用拡大に向けた取組等、総合的な鳥獣被害対策を実施すること。
- ㉓ 都市から地方への移住、都市と地方の交流の促進、集落の維持・活性化を推進すること。とりわけ、県内の多様な風土を生かしたアグリツーリズムの機運醸成を図ること。
- ㉔ 兵庫楽農生活センターの学習・交流機能を十分に活用するとともに、魅力ある市民農園の確保と一層の利用促進を進めること。

- ㉕ 従来型の集落活性化のみにとどまらず、地域住民の判断として集落の発展的な移転・統合を選択肢の一つとして可能とする地域のあり方を検討すること。
- ㉖ 県民が自然を感じ触れ合うことができるよう、里山や登山道の整備を進めること。
- ㉗ 兵庫県の日本酒をアピールするため、オクトーバーフェストに比肩するイベントの開催を検討すること。

IX 「快適で潤いのある社会」の実現に向けて（16項目）

- ① バリアフリー新法に基づき、公共交通、公共施設等の社会基盤の整備・リニューアルを進めること。また、民間施設についても同様の協力を求めること。
- ② 年齢、性別、障がいの有無、文化などの違いにかかわりなく、全ての人々が安心して暮らし、支え合い、社会参加できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進すること。
- ③ 「ひょうご21世紀交通ビジョン」実現のため、公共交通の利用促進、交通安全対策、交通事故防止、渋滞の緩和、高齢者の移動性確保、交通アクセスの円滑化、ドライバーの確保支援など、地域の課題やまちづくりなどの政策と関連付けた総合的な交通政策を推進すること。
- ④ 交通政策基本法に基づき、市町との連携を深め、県のまちづくり・教育・福祉・観光施策推進のため、地方自治体・事業者・市民の役割を明確にした「県交通基本条例」の制定について検討すること。
- ⑤ コロナ禍や人口減少を理由に、厳しい経営環境に陥っている公共交通事業者の状況と課題を把握・共有し、国交省の有識者会議で提言された内容にも配慮しながら、地域にとって持続可能な公共交通のあり方にはどのような手段・方法があるのかを共に検討し、公共交通機関の利用促進策だけでなく、将来を見据えた方策について、適切な支援を行うこと。
- ⑥ 県のインバウンド対策、危機管理対策などの観点から、関西3空港の最大活用を基本の考え方とし、神戸空港は運用時間の延長など国際化に向けての状況整備、伊丹空港は騒音対策を支援すること。また、コウノトリ但馬空港の今後のあり方については、費用対効果を十分に考慮し、県民の納得する方向性を示すこと。
- ⑦ 通学時の交通事故を減少させるため、警察、道路管理者、地域住民一体となって安全対策を実施するとともに、危険箇所に関する地域への周知徹底と道路改良工事を着実に進めること。
- ⑧ 「兵庫県ニュータウン再生ガイドライン」や明舞団地再生に取り組んだ経験を生かしながら、住宅の高付加価値化や大学、企業と連携した再生に向けた取組を、市町との連携をさらに強化し、同様の悩みを抱える県内団地等に拡充すること。
- ⑨ 安全・安心で持続可能な住生活が実現できるよう、環境配慮住宅や長期優良住宅の普及、既存住宅の省エネ化、バリアフリー化、耐震化、リノベーションの促進を図るため、各種事業、助成制度の充実に取り組むこと。

- ⑩ 生活・住宅困窮者にとって、公営住宅は重要な「セーフティネット」であることを踏まえ、新婚・子育て世帯の優先入居や、低所得者、高齢者への支援に努めること。また、中長期的な視点から、効率的で効果的な県営住宅の整備、維持管理を進めること。
- ⑪ 県営住宅の規模の適正化を進めるとともに、借り上げなどを活用しながら長期リスクの軽減と空き家対策を図ること。
- ⑫ 県営住宅の入居者が行う住宅改修費用の助成制度を創設すること。
- ⑬ 県が管理する河川、道路等の公共施設等について、地域住民との参画と協働による維持補修活動を推進すること。
- ⑭ 都市緑化対策の充実のため、県民緑税の都市部への更なる充当を検討すること。
- ⑮ 県民が芸術文化に触れる機会を増やし、豊かな感性の涵養に資するため、美術館・博物館等芸術文化に係る県有施設の入館料について、県民無料日や20歳未満無料などの施策を検討すること。また、県の収蔵品を活用したパブリックアートの普及促進を図ること。加えて、「ひょうごプレミアム芸術デー」の対象館の拡大や年2回実施を検討すること。また、企業スポンサーの確保やチャリティパーティーなどの実施により財源を確保すること。
- ⑯ 競技団体に対する競技力の向上や国体派遣への支援充実等を通じた競技スポーツの強化に向けた取組を進めること。また、県民の健康寿命の延伸を目的とする観点から、スポーツ・運動施設の整備促進や誘致等を進め、県民がスポーツに参画する機会を増やす取組を推進するなど、「スポーツ立県ひょうご」の実現を目指すこと。

X 「こころ豊かな共生社会」の実現に向けて（12項目）

- ① 障がい者、被差別部落関係者、在日外国人、性的マイノリティとされる人等への差別撤廃に向けた取組を推進するとともに、インターネット上の新たな差別的書き込みなどについても、市町と連携してモニタリングの更なる拡充と積極的な対策を講ずること。また、「人権に関する県民意識調査」から得られた課題点等を今後の施策に反映すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症にかかる人権侵害と風評被害の防止のため、啓発の強化をはじめとする対策を講じること。
- ③ 就職差別について、採用試験の応募における不適切な応募書類の提出や面接時の不適切な質問等の実態を把握し、差別撤廃に向けてさらに取り組むこと。
- ④ 「戸籍謄本等第三者取得に対する本人通知制度」の省内実施を進めるため、県民への制度周知に取り組むとともに、実施を検討している市町を支援すること。また、関連士業による職権の不正使用の防止に向けた対話を進めること。
- ⑤ 地域の人権啓発センターとして隣保館の継続的な運営充実を図るとともに、地域に開かれたコミュニティセンターとしての整備を促進すること。
- ⑥ 性別にかかわらず全ての人が個性や能力を發揮できる社会づくりに向けて県が率先した意識改革を推進するために、全庁的な意識共有を図り、職員研修等を通じて推進に取り組むこと。
- ⑦ 外国にルーツを持つ県民が日本人と同様に能力が発揮できるよう、生活面、教育面などの課題解決に取り組み、誰もが暮らしやすい生活環境の整備を進めること。また、コロナに関する情報も適切に届けること。
- ⑧ 外国人学校の独自性を尊重し、支援の充実を進めること。とりわけ、朝鮮学校への外国人学校振興費の減額については、県民の理解を得ながら見直すこと。
- ⑨ 幼児教育・保育無償化の対象から外国人学校に付属する各種学校が外れているため、人道的な観点から国へ見直しを要望すること。
- ⑩ 兵庫県一般事務職等の採用における国籍条項を撤廃すること。
- ⑪ 「ひょうご多文化共生社会推進指針」に基づき、社会情勢の変化に対応しながら、これまで以上に日本人県民と外国にルーツを持つ県民とともに地域の構成員として支え合い、協働して地域づくりを進めることができるよう支援すること。

- ⑫ 「パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度」創設に向け、市町とも連携を進め早期導入を図ること。